

厚生労働大臣の定める掲示（2階病棟）

当院は厚生労働大臣が定める基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関です。

【入院基本料について】

当病棟では、「一般病棟入院基本料6」の届出を行っております。

【看護職員の配置について】

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 午前8時～午後5時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は4人以内です。
- ・ 午後5時～午前8時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は9人以内です。

【食事について】

当病棟では、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

厚生労働大臣の定める掲示（3階病棟）

当院は厚生労働大臣が定める基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関です。

【入院基本料について】

当病棟では、「一般病棟入院基本料6」と「地域包括ケア入院医療管理料2」の届出を行っております。

【看護職員の配置について】

当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 午前8時～午後5時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。
- ・ 午後5時～午前8時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は16人以内です。

【食事について】

当病棟では、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。